

様式第5号の2（第8条関係）

高松市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請に係る誓約書

高松市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、高松市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第12条に基づき交付決定の取消し、又は補助金の返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、市の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、高松市が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

- (1) 暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
- (2) 補助対象システム等の設置場所は、居住している又は居住する予定の既築住宅（店舗との兼用を含む。）であり、賃貸化するものではありません。
- (3) 補助対象システム等を設置した建物には、他に所有者はいません。他に所有者がいる場合は、設置についての承諾を受けています。
- (4) 補助対象システム等は、交付予約番号を受領した日より前に工事着工を行っていません。
- (5) 補助対象システム等は、各種法令等に遵守した設備になっています。
- (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下、「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定、又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しません。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- (8) 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を、敷地内の店舗を除く住宅部分において自ら消費します。
- (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施します。
- (10) 適切な保守点検及び維持管理を実施し、補助対象システム等を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。
- (11) 補助事業について、国、香川県及び市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。
- (12) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行いません。

年 月 日

高松市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_